

令和5年2月9日付けで公示した隱岐海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第6項の規定により、当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和7年12月25日

島根県知事 丸山 達也

1. 隠岐海区漁場計画の変更内容

別紙1のとおり

2. 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

（1）隠岐海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

（ア）委員会開催日

令和7年12月16日（第23期第2回隠岐海区漁業調整委員会）

（イ）意見の概要

隠岐海区漁場計画の変更案は適当。

（ウ）当該意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり隠岐海区漁場計画を変更

（2）漁場の図面

別紙2のとおり

3. 変更後の隠岐海区漁場計画の区第323号に係る漁業の免許予定日

令和8年5月1日

4. 3に係る申請期間

令和7年12月25日から令和8年2月20日まで